

## 法改正を踏まえた省令等の改正に係る論点

### 1. 省令で定める法曹コースに係る大臣認定について、前期の本特別委員会の議論から、以下のように考えられるのではないか。

- (1) 法曹コースにおける科目の修得の状況を踏まえた入学者選抜による入学者は、法科大学院の入学定員の1/2以下とすべきではないか。
- (2) 法曹コースに係る大臣の認定の要件として、以下のようなものが考えられるのではないか。

#### 例

- ・ 未修者1年次に学ぶ法律基本科目に相当する科目が、法曹コースにおいて、履修すべきものとして開設されていること
- ・ 既修者1年次に学ぶ科目が履修できるなど、法曹コースにおける教育の実施に関し、連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置が講じられていること
- ・ 法曹コースに関し、早期卒業の認定基準が整備され、早期卒業を希望する学生に対する、適切な学習指導の実施等の十分な教育的配慮を行う体制が構築されていること
- ・ その他必要な要件はどのようなものが考えられるか。

## 2. 教育の体系化等（専門職大学院設置基準関係）

- (1) 入学者選抜にあたっては、法科大学院の教育を受けるに足る能力を有するか否かをしっかりと判定することを規定すべきではないか。
- (2) 教育課程の編成にあたっては、連携法を踏まえたものとなるべきではないか。
- (3) 法科大学院で開設すべき科目群は、どのように規定すべきか。

例

- 一 法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）
- 二 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）
- 三 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）
- 四 展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。）

合わせて、

- ①法律基本科目は基本と応用の段階的・体系的な学修とすべきではないか。
- ②法律基本科目以外の他の科目群は、法律基本科目の学修に応じて段階的・体系的に学ぶべきではないか。
- ③展開・先端科目のうち選択科目に相当する8つの科目全てを開設するよう努めるべきではないか。

- (4) 学習規模はどうすべきか。

例：少人数学習（特に法律基本科目は原則50人以下）

- (5) 双方向や多方向の教育として、討論や質疑応答に加えて、「論述の能力」を涵養できるよう、特に論述指導を重点的に行うべきではないか。
- (6) 成績評価、修了認定は厳格に行われるべきことを、改めて明示的に規定すべきではないか。
- (7) 法科大学院が公表すべき事項としてどのようなことが考えられるか。

例

- ・入学者受入方針並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること
- ・標準修業年限修了率、中退率及び留年率の状況

- ・各選択科目に該当する、法科大学院で開設させる科目（第3号）
- ・減免の仕組み及び奨学金制度の概要
- ・在学中受験者などの混在への丁寧な対応
- ・法曹コースからの入学者の割合及び司法試験合格率
- ・法学未修者及び社会人の入学者の割合及び司法試験合格率
- ・1年以内に修了する見込みである者に占める法科大学院在学中受験資格取得者及び当該受験資格に基づく受験者の割合並びに当該受験資格に基づく受験者の司法試験合格率

(8) 履修単位数の上限が1年につき36単位を標準とされているところ、法曹コース修了者など法科大学院が認めた場合においては、44単位まで増やすことを可能としてはどうか。

(9) 入学前の既修得単位は上限を30単位として認められているところ、法曹コース修了者など法科大学院が認めた場合においては、46単位に増加することを可能としてはどうか。

(10) 修了要件として、3年の在籍年数と93単位以上の修得に加えて、各科目群毎にどの程度の修了を要件とすべきか。

例1：法律基本科目は48単位以上や54単位以上、法律実務基礎科目は10単位以上、基礎法学・隣接科目は4単位以上、展開・先端科目は12単位以上

例2：法律基本科目について、基本科目は全て必修（30単位を標準として想定）、応用科目は18若しくは24単位以上

例3：選択科目相当科目は、1科目以上を必修とし、4単位以上

(11) 専門職大学院設置基準の見直しを踏まえて、認証評価に細目の省令も見直し、認証評価の重点化を図るべきではないか。